

消防危第 223 号
令和 2 年 9 月 9 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び
石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を
改正する件の施行について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 2 年
総務省告示第 265 号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定
める告示の一部を改正する件（令和 2 年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）が本
日公布、施行されました。

今回の改正は、本日公布、施行された石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の
一部を改正する政令（令和 2 年政令第 272 号）により、石油コンビナート等特別防災区域
である尾鷲地区等について区域の指定を解除する等の改正がなされることに伴い、所要の
措置を講ずるものです。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知くださいますよ
うお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99
号）第 4 条の 20 第 2 項第 3 号ハ及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準
の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号）第 68
条の 7 第 2 項第 2 号の 2 ハについて、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令
（昭和 51 年政令第 192 号）別表の号番号の整理に伴う規定の整理を行う。

2. 施行期日

公布の日（令和2年9月9日）から施行する。

【連絡先】

消防庁危険物保安室企画係

担当：勝本課長補佐、竹中

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

○総務省告示第二百六十五号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十二号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第四項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年九月九日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(地震の影響) 第四条の二十 [略]</p> <p>2 地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 液面揺動の設計水平震度は次の式によること。 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 区域令別表第二号の二、第四号、第十号、第三十一号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 [図 略]</p>	<p>(地震の影響) 第四条の二十 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 [同上]</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 区域令別表第二号の二、第四号、第十号、第三十一号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十八号から第四十号までに掲げる地区ごとの区域 [図 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省
経済産業省告示第一号
国土交通省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十二号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年 通商産業省、運輸省 令第二号）第五十五条第一項第二号及び第二項第一号の規定に基づき、
建設省、自治省

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年 通商産業省、
建設省、

運輸省
自治省 告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年九月九日

総務大臣 高市 早苗

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

改正後	改正前
<p>(地震の影響) 第六十八条の七 [略]</p> <p>2 地震の影響に関する特定屋外タンクの設計震度等の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>二の二 液面揺動の設計水平震度は次の式によること。</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 区域令別表第二号の二、第四号、第十号、第三十一号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域</p> <p>〔図 略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>(地震の影響) 第六十八条の七 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>二の二 [同上]</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 区域令別表第二号の二、第四号、第十号、第三十一号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十八号から第四十号までに掲げる地区ごとの区域</p> <p>〔図 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	